

## 議会第2号

### 協議等の場の設置について

塩尻市議会会議規則（昭和46年塩尻市議会規則第1号）第124条第2項の規定により次のとおり臨時に協議等の場を設置する。

1 名称

手話言語条例検討委員会

2 目的

手話言語条例の検討に関し必要と認める事項の調査研究

3 構成員

樋口千代子 議員

赤羽誠治 議員

篠原敏宏 議員

山口恵子 議員

中村努 議員

4 招集権者

手話言語条例検討委員長

5 期間

調査研究の終了する日まで

令和3年5月12日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会  
委員長 横沢英一